

目黒清掃工場建設工事説明会における ご意見・ご質問への見解について



【新工場イメージ図】

東京二十三区清掃一部事務組合では、目黒清掃工場建替事業について建設工事説明会を開催し、区民の皆さまから貴重なご意見・ご質問をいただきました。

目黒清掃工場建設工事の内容及び説明会でいただいた主なご意見・ご質問と、それに対する当組合の見解を掲載します。

お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

建設部計画推進課

TEL 03-6238-0912

目黒清掃工場建設工事について

東京二十三区清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の整備事業に取り組んでいます。目黒清掃工場は、平成29年度から平成34年度まで整備を行う予定です。

1 工事概要

(1) 工事場所

東京都目黒区三田二丁目19番43号

(2) 工期

平成29（2017）年6月27日から平成35（2023）年3月15日まで（全体工期）

(3) 施工者

JFEエンジ・清水建設特定建設工事共同企業体

(4) 建設施設

- | | |
|--------|---|
| ① 工場棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造）
／地上5階・地下3階／高さ約24m |
| ② 管理棟 | 鉄骨造／地上3階／高さ約14m |
| ③ 煙突 | 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型／高さ約150m |
| ④ 附属棟 | 計量棟・洗車棟 等 |
| ⑤ 焼却炉 | 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付）
焼却能力600トン／日（300トン／日・炉×2基） |
| ⑥ 発電設備 | 定格出力 約21,500kW |

【建設工事説明会でいただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解】

1 建設工事説明会の開催状況（合計参加者数 94名）

日時	会場	参加者数
平成30年11月12日（月） 午後7時00分～7時37分	下目黒住区センター レクリエーションホール	22
平成30年11月14日（水） 午後7時00分～7時49分	中目黒住区センター 第5・第6会議室	25
平成30年11月17日（土） 午前10時00分～11時05分	田道住区センター 第2・第3会議室	29
平成30年11月17日（土） 午後2時00分～3時34分	田道住区センター 第2・第3会議室	18

2 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解

(1) 建替工事について（全般）

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	働き方改革が注目されているが、作業時間の短縮についてはどのように考えているか。	工期を守るために必要な作業は行わなければなりません。働き方改革の趣旨を踏まえ、請負者と協力して工事を進めていきたいと考えています。
2	夜間の特殊トレーラー等の出入りや、休日作業をしないような対応はできないのか。	特殊大型車両は、道路交通法上、交通量の少ない夜間に通行しなければなりません。また、緊急作業や電気設備のメンテナンス等についても、通常の作業時間内にはできません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
3	なぜ建て替えるのか。	清掃工場の設備の耐用年数は25年から30年となっています。23区のごみの処理に影響がないよう、一般廃棄物処理基本計画の中で、施設の整備計画を立て、建替えを実施しています。
4	旧工場の建設費と新工場の建設費は、概算でそれぞれいくら程度か。	旧工場の建設費は約180億円、新工場の建設費は解体工事を含めて約517億円です。
5	建設費はどこから出ているのか。	建設費は、当組合の予算です。一部は国からの交付金を受けています。

(2) 解体工事について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	煙突外筒の解体方法について詳しく教えてほしい。	煙突外筒は、ワイヤーソー工法により解体しています。周囲をパネルで囲った中で、切断部に散水を行いながら粉じん等が飛散しないようワイヤーにより切断しています。

2	全覆い仮設テント組立作業で、テントが移動しているように見えたが、どうやって移動させているのか。	全覆い仮設テント底部にローラーを設置し、油圧ジャッキで横に移動させています。移動完了後はローラーを取り外し、地面に固定しています。
3	工場棟の解体時に有害物質が発生し、作業員の健康に悪影響が出ないのか。	解体する建物や設備は事前に清掃を行っており、また、作業時に使用していた薬剤等もあらかじめ処分していますので有害物質の発生はありません。 ただし、解体に伴い発生する粉じんについては散水により飛散を抑制するとともに、作業員には保護具の着用を徹底し、健康管理に万全を期して作業を行っていきます。
4	粉じん発生抑制のために使用された水はどのように処理されるのか。	使用した水は回収し、水の濁り等を除去してから再利用します。
5	全覆い仮設テントにより今まで見えていた富士山が見えなくなり、景観が損なわれるのではないのか。	工場棟の解体完了後は全覆い仮設テントを撤去します。それまでご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(3) 土壌汚染について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	土壌汚染の原因は今まで稼働していた工場にあるのか。	敷地内の 23 区画において 6 物質の基準値の超過が確認されましたが、旧工場の作業時にこれらの物質を取り扱った記録はありません。そのため、工場の作業に由来するものではないと考えています。
2	緩衝緑地の汚染土は処分しないのか。	汚染が確認された区画は、土壌汚染対策法に基づき東京都より健康被害が生じるおそれのない土地として、形質変更時要届出区域に指定されています。 緩衝緑地の汚染土は、土壌の表層にて基準値の超過が確認された区画については、既に汚染土の除去が済んでおり、区域指定も解除されています。また、表層から 2.5m より深い位置で確認された区画については、工事範囲に該当しない位置のため処分は行いません。

(4) 新工場について (全般)

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	旧工場の煙突を再利用することはできなかったのか。	旧工場の煙突にはなかったメンテナンス用エレベータの設置スペースが必要なため、煙突を建て替えます。
2	建替工事にあたり、景観に関する調査は実施したか。	環境影響評価の中で景観に関する調査を実施しており、建替えによる景観への大きな影響はないという評価をしています。また、目黒区の景観審議会・景観アドバイザー会議において、委員から新工場の景観についてのご意見を伺っています。

3	「建設工事のあらまし」の水銀とダイオキシン類の欄に自己規制値が書かれていないが、何故か。	法規制値をそのまま遵守するため、自己規制値は記載していません。
4	今後もプラスチックを燃えるごみとして出してよいのか。また、新工場ではプラスチックは全部燃やすことはできるのか。	プラスチックを含めたごみの分別については、目黒区で決められている方法に従っていただきますようお願いいたします。なお、新工場でもプラスチックは安全に焼却することができます。
5	屋上の緑化について説明してほしい。	工場棟については、太陽光パネル等の必要な設備を設置する範囲や、作業員の通路等を除き、可能な範囲で屋上緑化を実施します。また、管理棟と人工地盤についても同様です。
6	工場が新しくなると、何が良くなるのか。	排ガス処理設備等の性能が向上し、排出される有害物質をより低いレベルまで除去できます。また、発電設備の性能も向上しており、旧工場の約2倍の発電能力となります。
7	ごみ処理に関する新技術の導入はあるのか。	23区内から排出されるごみを安定的に処理するため、十分に成熟した、信頼性の高い技術を採用します。
8	区民センターへの熱供給量は、旧工場と比較してどのくらい変わるのか。	熱供給量は、旧工場と同等となります。
9	新工場のメンテナンス費は旧工場から変わるのか。	できる限りメンテナンス費を抑えられるよう取り組んでいきます。

(5) 新工場について（災害対策）

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	大雨や洪水について、どのような対策を行っているか。また、目黒川があふれた場合の停電対策について確認したい。	敷地内に100mmの雨が降っても、その雨を敷地内の槽で蓄え、外部に流出しないように計画しています。 なお、新工場には災害時に電源として利用可能な非常用発電設備を備えます。
2	免震構造ではないのか。	免震構造ではなく、耐震構造としています。
3	新しく建設する煙突は地震で倒れないのか。	過去に起きたいくつもの大きな地震と同等の揺れ方をしても、倒れることがないように設計しています。

(6) 清掃工場の運営について（全般）

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	ごみを燃やして出た焼却灰は、どのように処分しているのか。	ごみを燃やして発生する焼却灰は、主として東京都が管理する中央防波堤埋立処分場で埋立処分しています。近年は、埋立処分量削減のため、セメントの原料として焼却灰の一部を資源化しています。

2	<p>以前は、プラスチックは可燃ごみに入れてはいけなかったが、今は可燃ごみに入れてもよいことになっている。分別方法が変わったのは何故か。</p>	<p>以前の焼却炉では、プラスチックを焼却することができなかったため、埋立処分を行っていました。その後、焼却炉の技術が改良されたこと、また、埋立処分場をできるだけ長く使用するために埋立処分量を削減する必要があったことから、家庭から廃棄される資源化できないプラスチックについては可燃ごみとして焼却しています。</p> <p>焼却に当たっては実証確認を行い、設備の安全性や環境への影響等について問題がないことを確認し、平成 20 年度から本格実施しています。</p>
3	<p>建替工事中に、目黒区の家庭から出るごみは、どこで処理されているのか。</p>	<p>主に、渋谷、港、品川の 3 つの清掃工場で処理しています。</p>
4	<p>旧工場操業時、夜間に煙突から白い煙が出ていたが、あれは何か。</p>	<p>煙のように見えるのは水蒸気です。気温が低くなると排ガス中の水蒸気が結露して、白い煙のように見えてしまう場合があります。</p>
5	<p>近年、23 区内で清掃工場に起因する健康被害の事例はあったのか。また、健康被害に関する訴訟等はあったのか。</p>	<p>清掃工場に起因する健康被害があったと認められた事例はありません。</p> <p>なお、総務省の外局である公害等調整委員会に、当組合の清掃工場による生活環境の悪化及び健康被害等の原因裁定の申請が出されましたが、問題となる状況は認められないとして平成 24 年度に申請は棄却されています。</p>
6	<p>地域住民に対して東京二十三区清掃一部事務組合が健康診断を実施する予定はあるか。</p>	<p>清掃工場に起因する健康被害等はないと考えておりますので、健康診断を実施する予定はありません。</p>